

国立大学法人新潟大学の職員の職務発明等に対する補償金支払要項

平成 16 年 4 月 1 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人新潟大学職務発明規程（平成16年規程第125号。以下「職務発明規程」という。）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人新潟大学（以下「本学」という。）の職員の職務発明等に対する補償金の支払に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要項における用語の意義は、職務発明規程第3条に定めるところによる。

(登録補償金の支払)

第 3 学長は、本学が職務発明等に係る特許を受ける権利を承継してこれに基づく特許出願により特許権を取得し、又は本学が職務発明等に係る特許権を譲り受けた場合には、当該発明者に対して、本学が取得し、又は譲り受けた特許権の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に本学の持分を乗じた額の補償金を支払うものとする。

本学が取得し又は譲り受けた特許権	補償金の額
特許法等の一部を改正する法律(昭和62年法律第27号)による改正前の特許法(以下「旧法」という。)に基づく出願に係る特許権	権利1件につき、4,500円に1発明(特許請求の範囲に記載された1発明をいう。)につき4,500円を加えた額
特許法の一部を改正する法律(昭和62年法律第27号)による改正後の特許法(以下「新法」という。)に基づく出願に係る特許権	権利1件につき、7,500円に1請求項(特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。)につき1,500円を加えた額

2 学長は、本学が職務発明等に係る特許を受ける権利を承継してこれに基づく外国における特許出願により特許権を取得し、又は本学が職務発明等に係る外国における特許権を譲り受けた場合には、当該発明者に対して、本学が取得し、又は譲り受けた特許権の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に本学の持分を乗じた額の補償金を支払うものとする。

本学が取得し又は譲り受けた特許権	補償金の額
旧法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎とした外国における特許出願に係る特許権	権利1件につき、4,500円に1発明(パリ条約による優先権主張の基礎とした特許出願の特許請求の範囲に記載

	された1発明をいう。)につき4,500円を加えた額
新法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎とした外国における特許出願に係る特許権	権利1件につき,7,500円に1請求項(パリ条約による優先権主張の基礎とした特許出願の特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。)につき1,500円を加えた額
特許法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎としていない外国における特許出願に係る特許権	権利1件につき,7,500円に1請求項(特許法に基づいて出願される場合において特許請求の範囲に記載されるべき1請求項をいう。)につき1,500円を加えた額

(実施補償金の支払)

第4 学長は、本学が職務発明等に係る特許を受ける権利又は特許権を承継し、特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得た場合には、当該発明者に対して、当該特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により、毎年1月1日から12月31日までの間に本学に納入された金額(以下「本学の収入実績」という。)の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の範囲内で補償金を支払うものとする。ただし、本学の収入実績が一時金又は一時払いの場合、本学の収入実績を契約年数で除し、算出された金額の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に契約年数を乗じた額の補償金を支払うものとする。

本学の収入実績	補償金の額
100万円以下の金額	当該収入実績×100分の50
100万円を超える金額	(当該収入実績-100万円)×100分の25+50万円

2 前項の規定は、本学が承継した職務発明等に係る発明(物の発明又は物を生産する方法の発明に限る。)の国内における特許権の設定の登録後に、当該特許権を本学が自ら実施することにより利益を得た場合に準用する。この場合において、同項中「特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得た場合」とあるのは「特許権の設定の登録後における当該特許権の実施により利益を得た場合」と、「当該特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により毎年1月1日から12月31日までの間に本学に納入された金額」とあるのは「当該特許権の設定の登録後における当該特許権の実施により毎年1月1日から12月31日までの間に本学が得た利益の額」と、「本学の

収入実績」とあるのは「本学の利益実績」と、「当該収入実績」とあるのは「当該利益実績」と読み替えるものとする。

（共同発明者に対する補償）

第5 第3及び第4の規定において、当該補償金の支払を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、補償金はそれぞれの持分に応じて支払うものとする。

（補償金請求権の承継人又は退職者に対する補償）

第6 第3、第4及び第5の規定は、発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した者から補償金の請求があった場合及び退職した発明者から補償金の支払の請求があった場合に準用する。

（職務発明等に準ずる発明への準用）

第7 この要項は、本学の職員が職務発明等に準ずる発明をした場合において、本学の職員の申出に基づき本学が当該発明に係る特許を受ける権利又は特許権の承継を承認したときは、職務発明等に準ずる発明に準用する。

（考案への準用）

第8 この要項（第4の第2項を除く。）は、本学の職員が行った考案に準用する。この場合において、第3中「4,500円」とあるのは「3,000円」と、「7,500円」とあるのは「2,500円」と、「1,500円」とあるのは「500円」と読み替えるものとする。

（意匠の創作への準用）

第9 この要項（第4の第2項を除く。）は、本学の職員が行った意匠の創作に準用する。この場合において、第3中「本学が取得し又は譲り受けた特許権の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額」とあるのは「権利1件につき3,000円」と読み替えるものとする。

（品種の育成への準用）

第10 この要項（第4の第2項を除く。）は、本学の職員が行った品種の育成に準用する。この場合において、第3中「本学が取得し又は譲り受けた特許権の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額」とあるのは「1品種につき3,000円」と読み替えるものとする。

（出願変更されたときの補償）

第11 第3の規定の適用に当たっては、出願中に特許出願が実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更されたときは、それぞれ考案又は意匠の創作の例により、実用新案登録出願又は意匠登録出願が特許出願に変更されたときは発明の例によるものとする。

附 則

この要項は，平成16年4月1日から実施する。